

「指定計画相談支援(又は障害児相談支援)」 利用契約書

_____ (以下、「利用者」という) と 岡谷会相談支援センター(以下、「事業者」という)は、利用者が事業者から提供される居宅介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下、「本契約」という)を締結します。

第1条 (契約の目的)

本契約は、利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という)に基づく指定計画相談支援(又は障害児相談支援)サービスを適切に提供することを定めます。

第2条 (契約期間)

本契約の契約期間は、令和 年 月 日 から 令和 年 月 日までとします。上記契約満了日の1か月前までに、利用者から契約終了の意思表示がない場合は、自動更新されるものとします。

第3条 (サービス等利用計画の作成)

- 1 事業者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 相談支援相談員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者の心身の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、支援するうえで解決すべき課題等を把握(以下、「アセスメント」という)します。
- 3 相談支援相談員は、サービス等利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に提供して、利用者にサービスの選択を求めるものとします。
- 4 相談支援相談員は、利用者の心身の状況、そのおかれている環境に応じて、利用者及び障害児の保護者(以下、「利用者等」という)の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下、「福祉サービス等」という)が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。
- 5 相談支援相談員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントに把握された解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載したサービス等の利用計画の原案を作成します。
- 6 相談支援相談員は、前項で作成したサービス等利用計画の原案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画書の原案の内容について、利用者およびその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定するものとします。
- 7 相談支援相談員は、支給決定等が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等、その他の者との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により、当該サービス等利用計画の原案の

内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることとします。また、これを基に、相談支援相談員はサービス等利用計画を作成し、利用者等の同意を得た上で決定するものとします。

第4条 (サービス等利用計画作成後の便宜の供与)

事業者は、サービス等利用計画作成後において、次の号に定める指定計画相談支援(又は障害児相談支援)サービスを提供するものとします。

- 1 相談支援相談員は、サービス等利用計画作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価(以下、「モニタリング」という)を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定等に係る申請の奨励及び必要な援助を行います。
- 2 相談支援相談員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接する他、その結果を記録します。

第5条 (サービス等利用計画の変更)

利用者が、サービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します

第6条 (障害者支援施設等への紹介)

事業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介、その他の便宜の提供を行うものとします。

第7条 (利用者負担額及び実費負担額)

- 1 事業者の提供する指定計画相談支援(又は障害児相談支援)サービスに関する利用料金について、事業所が法律の規定に基づいて、市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、利用者の自己負担はありません。
- 2 前項の他、利用者は通常の事業の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けて指定計画相談支援(又は障害児相談支援)サービスの提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。

第8条 (事業者の基本的義務)

- 1 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったきせつな計画相談を行い、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な指定計画相談支援(又は障害児相談支援)サービスを適切に行います。
- 2 事業者は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行うものに不当に偏ることのないよう、公平中立に指定計画相談支援(又は障害児相談支援)サービスを行います。

第9条 (事業者の具体的義務)

1 (安全義務配慮)

事業者は、指定計画相談支援(又は障害児相談支援)サービスの提供にあたって、利

利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

2 (説明義務)

事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。

3 (守秘義務)

事業者及びサービス従事者は、本契約による指定計画相談支援(又は障害児相談支援)サービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当に理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

4 (記録保存整備義務)

事業者は、指定計画相談支援(又は障害児相談支援)サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。事業者の窓口業務時間(毎週月曜日～金曜日 9時～17時、土曜日 9時～13時)に自分の記録を見ることができますし、実費を負担してコピーをすることができます。

第10条 (事故と損害賠償)

- 1 事業者は、指定計画相談支援(又は障害児相談支援)サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに都道府県、市町村・利用者の家族に連絡して必要な措置を講じます。
- 2 指定計画相談支援(又は障害児相談支援)事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

第11条 (契約の終了事由)

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- 1 利用者が死亡した場合
- 2 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 3 事業者が指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- 4 第12条から第14条に基づき、本契約が解消又は解除された場合
- 5 第2条の契約期間が満了した場合
(ただし、満了前に契約更新の手続きが取られた場合は除く)

第12条 (利用者からの中途解約)

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解除することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の1ヶ月前までに事業者に通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

第12条 (利用者からの契約解除)

利用者は、事業者もしくは相談支援相談員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 1 事業者もしくは相談支援相談員が、正当な理由なく本契約に定める相談支援を実施しない場合
- 2 事業者もしくは相談支援相談員が、第9条1項から4項に定める義務に違反した場合
- 3 事業者もしくは相談支援相談員が、故意または重大な過失により利用者もしくは家族の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情

を生じさせ、その状態の改善が見込めない場合

第13条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 1 利用者が、故意または重大な過失により 事業者もしくは相談支援相談員の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状態の改善が見込めない場合
- 2 利用者が、通常の事業の実施地域外に転居した場合

第14条（苦情解決）

- 1 利用者は、本契約に基づく指定計画相談支援（又は障害児相談支援）サービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。
- 2 利用者は、本契約に基づく指定計画相談支援（又は障害児相談支援）サービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、重要事項説明書に記載された都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

第15条（虐待防止）

事業所は、利用者等の人権擁護・虐待防止等の防止などの対策を講じます。

第16条（協議事項）

本契約に定めていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者総合支援法令その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意を持って協議するものとします。

以上、上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者	住所	奈良県奈良市西木辻町200番地
	名称	岡谷会ホームヘルプステーション
	管理者	橋爪 さわ (印)
利用者	住所	
	氏名	(印)
代理人等	住所	
	氏名	(続柄) (印)